

平成30年3月

千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議「答申」（平成20年3月）を受けて

「千葉市における特別支援教育の在り方について」については、平成30年8月末に千葉市特別支援教育推進基本計画の策定を目指し、見直しを図っています。

本市では、平成20年3月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組んできました。しかし、この間にも、わが国は国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、様々な障害者制度改革を進めてきました。平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成28年4月に施行となりました。今後の学校教育は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための合理的配慮が一層求められる時代となります。

このような国の情勢の変化を踏まえ、今後の本市の特別支援教育の充実に向けた「千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定するために、これまでの特別支援教育の取り組みを振り返るとともに、中長期的な視点に立って、今後の特別支援教育の姿を展望した特別支援教育の方向性を検討することを目的に、平成28年4月に「千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議」を設置しました。

同検討会議では、以下のような6つの視点を設け、各視点別に専門部会を設置し、現状と課題、今後の展開すべき事項を検討してきました。

今後、同検討会議での検討結果をまとめ、「千葉市特別支援教育推進基本計画（平成30年度から平成34年度）」の策定に反映して参ります。

- 1 就学相談・教育相談の充実
- 2 多様な学びの場の充実
- 3 一貫した支援とネットワークづくり
- 4 教職員の専門性と指導力
- 5 特別支援教育の周知と理解
- 6 養護教育センターの機能